

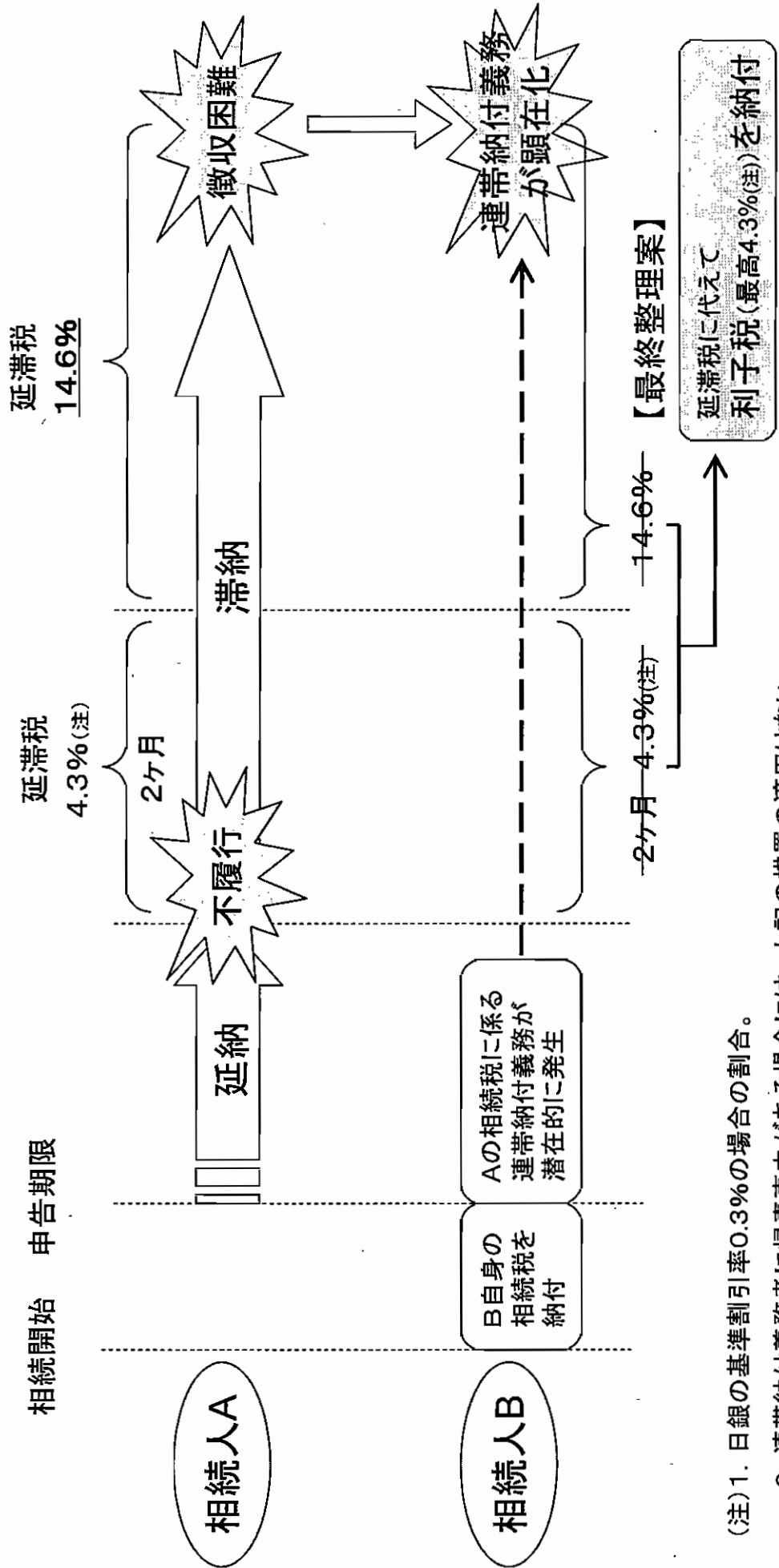
相続税の連帯納付義務の見直しについて

- (1) 相続税の連帯納付義務については、共同相続人による納税義務の履行の実態や租税の徴収確保の観点を踏まえ、そのあり方について幅広く検討を行う。(検討事項)

- (2) 連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に負担する延滞税については、一定の要件の下、利子税に代える等の措置を講ずる。(平成 23 年度税制改正)。

連帯納付義務の履行に係る延滞税の特例

連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に本税に併せて納付する延滞税については、一定の要件の下、これに代えて利子税を納付する。



(注) 1. 日銀の基準割引率0.3%の場合の割合。

2. 連帯納付義務者に帰責事由がある場合には、上記の措置の適用はない。